



図書館だより



合同図書館の分類について—Part 2

Part 1 では、図書の分類について簡単にふれ、図書館独自の分類方法があることを述べました。その分類方法を知っていると、図書を探すときの目安になります。

日本の図書館が基本としている分類は、日本十進分類法 (N.D.C) ですが、当館は「最高裁判所図書館図書分類表」を基本とし、実務家向けに若干アレンジしていることは前回 (2006 年 12 月号) ご案内しました。

今回は、当館の「法令集」「判例集」の分類についてご説明します。

この「最高裁判所図書館図書分類表」が、「日本十進分類法」と最も異なる点は、法律総記 (320) の分類展開のなかで、法令集、判例集が扱われている点にあります。

「立法資料」「法令集」

「立法資料」及び「法令集」には、省略記号「H」を使用する約束があります。H0 から H9 までの記号で始まり、内容によってさらに細分化されていきます。

①「立法資料」H0.0 (320.0)

法律案、立法理由書、説明書等を分類する項目ですが、現在は使用せず、総て関係法律の下に分類されていますので、ここでは省略します。

②「法令集」H0.1 ~ H9 (320.1 ~ 329)

1) 法令全般にわたる単行法令集ほか H0.1 (320.1)

日本法、外国法を問わず、単行法令集であれば、H0 から始まります。当図書館の主なもの、旧法令集、法令全書、六法全書、法令改廃総覧等があります。

2) 「主題別法令集」H2 ~ H8

主題分類表によって細分化されます。通常の図書の分類と基本は同じです。例えば、当館では国家公務員に関する図書は、主題別に扱われており「323.52」と分類されていますが、公務員関係法令集であれば、「H3.52」となります。

3) 「外国の法令集」H9

外国の法令集は地理区分を用いて、分類されます。

通常の図書でもそれは同様です。例えば、ドイツの刑法について書かれた図書は「326.94」に分類されますが、ドイツ刑法関係法令集であれば「H6.94」と表記されます。ドイツ法令集であれば、「H0.94」となります。

「判例集」「判例研究」R (320.2)

「判例集」「判例研究」には、省略記号「R」を使用するとしています。R1 から R5 で始まり、内容によってさらに細分化されていきます。ただし、当図書館では使いやすさを考えて「R」をはずして通常の主題別分類にしているものもあります。探す時にはご注意ください。

おおまかに説明すると以下のとおりとなります。

● R1 : 判例集 (決定、判例要旨集も含む)

主題別判例により細分化されます (R1.2 ~ R1.9)。

【例】労働関係民事裁判例集「R1.86」

● R2 : 判例研究・評釈・批評及び解説

主題別判例研究により細分化されます (R2.2 ~ R2.9)。

【例】行政関係判例解説「R2.3」

ただし、判例を叙述し、かつ自己の学説を展開するものは、それぞれの主題で分類されます。また、特定事件の判決等を総合的に批判の対象としているものは、裁判事件として別の分類として扱われます。

● R3 : 決議・裁定・審決・命令・決定集

行政機関が行なう準司法的な性格をもつ処分集。

【例】土地収用裁決例集「R3.3577」

● R4 : 学説判例要旨集

判例要旨と多数学者の学説その他を総覧的に集めた編集形式をもつもの。

【例】特別法規判例解説全集 (戦前のもの)「R4.08」

● R5 : 質疑に対する回答集 (通達回答等)

内閣及び行政府の質疑回答集。法曹会決議、裁判所の通達回答など。

【例】登記関係先例集「R5.482」

(東弁・二弁合同図書館事務局 室坂 和美)